平成20年度主要な政策に係る評価書

<u>政策所管(政策評価担当)部局課室名 行政管理局行政情報システム企画課、</u> 自治行政局地域情報政策室

評 価 年 月 平成 2 0 年 7 月

1 主要な政策の概要

(政策名)

政策 9 電子政府・電子自治体の推進

(政策の基本目標)

電子政府の推進

電子政府の推進により、利用者にとって使いやすく利便性を実感できるサービスを実現するとともに、簡素で効率的な政府の実現を図る。

電子自治体の推進

電子自治体の推進による便利で効率的な行政の構築により、自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図る。

(政策の概要)

電子政府の推進

「電子政府推進計画」(平成 18 年 8 月 31 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定、平成 19 年 8 月 24 日一部改定)等に基づき、国民の利便性・サービスの向上及び IT 化に対応した業務改革を目指すものである。

(ア)国民の利便性・サービスの向上

行政手続におけるオンライン利用を促進し、「IT 新改革戦略」(平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部決定)で掲げた「オンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」との目標を達成するため、各府省において、年間申請等件数の多い(年間 10 万件以上)手続を中心とした 165手続を対象に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づいて、集中的にオンライン利用の促進を図るものである。

(イ)IT化に対応した業務改革

行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的・横断的に推進するため、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とする最適化計画を策定の上、業務・システムの最適化に取り組むものである。

電子自治体の推進

すべての国民がITの恩恵を享受し、生活の利便の向上を実感できるようにするとともにIT活用による行政運営の効率化を一層推進していくために、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、国民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の取組が

国における電子政府構築の取組と歩調を合わせて実施されるよう、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援を着実に行っていくものである。主要な取組については、以下のとおり、

(ア)地方公共団体におけるオンライン利用促進に向けた取組について

総務省においては、平成18年7月28日に策定した「オンライン利用促進指針」や「オンライン利用促進マニュアル」を情報提供することにより、地方公共団体がこれらを参考にして主体的にオンライン利用促進策を推進するための支援やフォローアップを行っている。また、平成19年度の取組として、「電子自治体の推進に関する懇談会」の下にオンライン利用促進ワーキンググループを設置し、「携帯電話を活用した電子申請システムの構築」及び「地方公共団体における証明書等の電子交付等」に関連した報告書を作成し、地方公共団体へ情報提供、周知等を行ったところである。

(イ)共同アウトソーシング等の推進について

共同アウトソーシングとは、複数の自治体が共同して電子自治体業務の外部委託(アウトソーシング)を行うことにより、民間のノウハウも活用し、低コストで高いセキュリティ水準のもと共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うものであるが、総務省においては、専門家等の派遣による人材サポートによる導入支援を行ったりするなど共同アウトソーシングを導入しようとする地方公共団体に対し情報提供や助言により支援を行っている。

(ウ)個人情報保護・情報セキュリティ対策強化の取組について

総務省においては、個人情報保護・情報セキュリティ対策強化の取組について、地方公共団体が取り組めるよう、個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーなどの制度整備の推進や実効性確保等のため情報セキュリティ監査や研修の支援などにより、地方公共団体に対し情報提供や助言により支援を行っている。

(平成19年度予算額)

8,565百万円

2 政策実施の環境

(1)政策をとりまく最近の情勢

電子政府の推進

電子政府に関しては、これまでの取組を踏まえ、「IT新改革戦略」において、ITの構造改革力を追及して、行政・企業・個人が効率的かつ意義深く活動するための取組として、行政手続オンライン利用の促進や行政事務・システムの最適化等を推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、高度化及び透明性の向上を図り、「世界一便利で効率的な電子行政」の実現を目指すこととされているところ。現在、飛躍的にオンライン利用率を向上させるために、新たな目標の設定、オンライン手数料の引下げや添付書類の削減等の抜本的改善策などについて検討中であり、電子申請・電子処理を原則とすることや国民がよく利用する手続を重点的に改善することなどについても議

論しているところ。

電子自治体の推進

「IT新改革戦略」において「世界一便利で効率的な電子行政」の実現を目指すこととされており、 IT活用によるすべての国民による生活の利便の向上の実感、行政運営の効率化の推進を図るため、 引き続き地方公共団体の情報化の取組を進める必要がある。

(2)関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

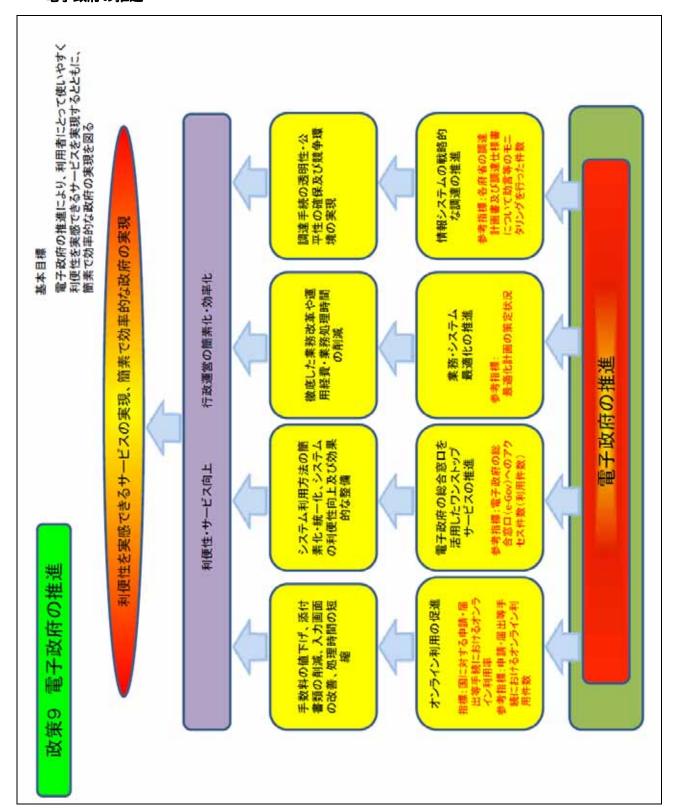
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 164 回国会における小泉内 閣総理大臣施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	IT新改革戦略に基づき、・・・役所に対する電子申請の利用拡大などを進め、高い信頼性と安全性が確保され、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる社会をつくってまいります。
IT 新改革戦略	平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部決定	国・地方公共団体に対する申請・届出 等手続におけるオンライン利用率を 2010年度までに 50%以上とする。
第 1 次情報セキュリティ基本 計画	平成 18 年 2 月 2 日 情報セキュリティ政 策会議決定	地方公共団体においては、政府機関の 取組みも踏まえながら情報セキュリティ対策の強化を図ることが必要である。
重点計画 - 2007	平成 19 年 7 月 26 日 IT 戦略本部決定	利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現、業務・システム最適化 の推進
電子政府推進計画	平成 19 年 8 月 24 日 各府省情報化統括責 任者 (CIO)連絡会議 決定 (改定)	利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、国に対する申請・手続等手続のオンライン利用率を 50%以上とする。システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、更なる効果の向上を図る。

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
IT 政策ロードマップ	平成 20 年 6 月 11 日	国の行政手続に関し、別添「国の行政
	IT 戦略本部決定	手続のオンライン利用促進に関する取
		組方針」に基づき、取組の対象手続を
		重点化し、新たな目標を設定するとと
		もに各手続ごとに添付書類の省略、手
		数料の引下げ等の具体的な改善措置を
		定めた上で、政府全体としての行動計
		画を本年 8 月末までにとりまとめ、I
		T戦略本部で決定する。
		地方公共団体の手続についても、オン
		ライン利用へのインセンティブを付与
		し、各種証明書等のペーパレス化を推
		進するための具体的方策等を地方公共
		団体に対して提示し、オンライン利用
		の一層の促進を図る。

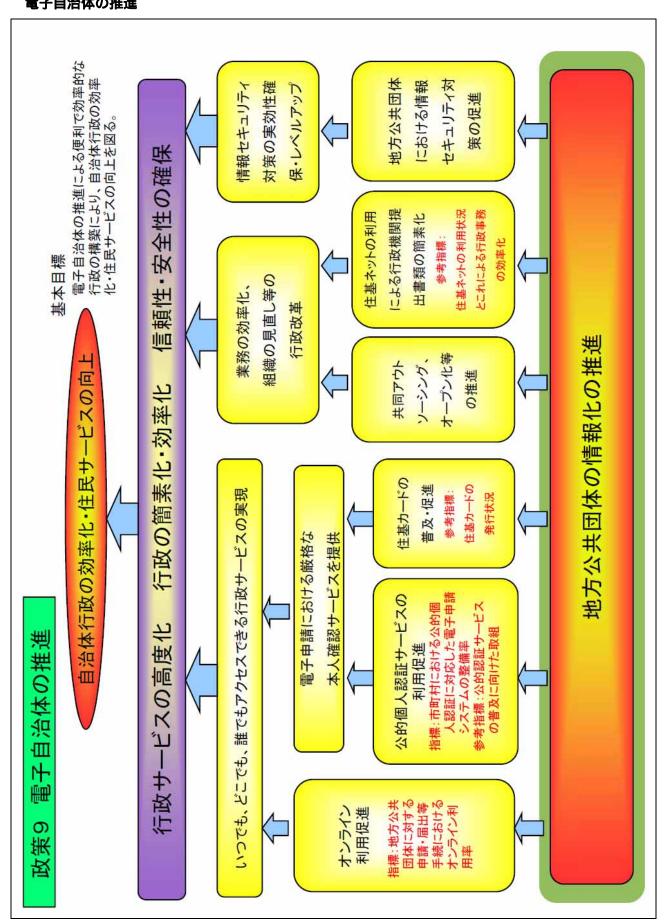
3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)

電子政府の推進



電子自治体の推進



(2)指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17 年度	18 年度	19 年度
国に対する申請・届	50%	22 年度	「オンライン利用促	11.3%	15.3%	約 20%
出等手続における	以上		進のための行動計画」			(精査中)
オンライン利用率			に基づく改善措置の			
			着実な実施等により、			
			オンライン利用率の			
			向上が図られている			
			か。			
地方公共団体に対	50%	22 年度	オンライン利用率の	11.3%	17.5%	(集計中)
する申請・届出等手			向上が図られている			
続におけるオンラ			か。			
イン利用率						
市町村における公	100%	22 年度	市町村において、公的		31.5%	32.8%
的個人認証に対応			個人認証に対応した			
した電子申請シス			電子申請システムの			
テムの整備率			整備が進んでいるか。			

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17 年度	18 年度	19 年度
申請・届出等手続に	「オンライン利用促	約 9,400 万件	約1億2,400万件	約1億6,900万件
おけるオンライン利	進のための行動計			(精査中)
用件数	画」に基づく改善措			
	置の着実な実施等に			
	より、オンライン利			
	用件数の増加が図ら			
	れているか。			
電子政府の総合窓口	国の行政ポータルサ	約 2,700 万件	約 3,700 万件	約 5,200 万件
(e-Gov)へのアクセ	イトである e-Gov			
ス件数(利用件数)	が、実際に利用され			
	ているか。			
最適化計画の策定状	業務・システムの合	最適化計画 76	最適化計画 83	最適化計画 84
況	理化等を内容とする	分野を策定済	分野を策定済	分野を策定済
	計画が、適切に策定			
	されているか。			

指標等	分析の視点	17 年度	18 年度	19 年度
調達指針に基づき、	調達指針の趣旨や内			26 件
各府省の調達計画書	容に沿った調達が行			
及び調達仕様書につ	われているか。			
いて助言等のモニタ				
リングを行った件数				
注				
公的認証サービスの	公的認証サービスの	公的個人認証の係	言頼性確保及び利仰	更性向上のための
普及に向けた取組	普及に向けた取組が	取り組みとして、		
	どの程度行政事務の	・公的個人認証サ	ナービスの利活用の	のあり方に関する
	効率化に貢献した	検討会の論点整理	里公表(2007年5月	月22日)
	か。	・公的個人認証に係る広報啓発		
		などを実施した。		
住基カードの発行状	電子申請での本人確	約 91 万枚	約 141 万枚	約 234 万枚
況(各年度末)	認として利用できる			
	住基カードが、各年			
	度末においてどの程			
	度交付されている			
	か。			
住基ネットの利用状	住基ネットの利用状	約 3,000 万件	約7,000万件	約 9,900 万件
況とこれによる行政	況がどれぐらい向上			
事務の効率化	し、行政事務の効率	∝ 年金について年間約 3,000 万人分の現況届等が省略		
	化に貢献したか	され、各種行政手	≦続で年間約 440 フ	万件の住民票の写
		しの添付が省略る	され、行政機関へ扱	是出する書類の簡
		素化など行政事務	8の効率化が図られ	た。

注)本指針は平成 19 年 7 月 1 日から適用されており、最適化の対象となっている又は予定価格が 80 万 SDR (1億3,000万円)以上と見込まれる、情報システムの調達が対象。

4 政策の総合的な評価

(1)評価結果(総括)

電子政府の推進

利便性を実感できるサービスの実現、簡素で効率的な政府の実現を目指し、申請・届出等手続のオンライン利用の促進、業務・システム最適化の推進等の電子政府関連施策に取り組んできた結果、徐々に、オンライン利用率の向上や業務・システム最適化の実施について効果が発現してきたところである。しかしながら、全体としてオンライン利用率の水準は依然として低く、また、年間を通じてオンライン申請が一件も利用されていない手続が全体の約半数を占めているなど、より国民の

視点に立って使い勝手がよく、利便性を国民が実感できるアプローチが必要とされている。更なる効果を上げるため、取組の一層の強化が必要である。

電子自治体の推進

公的個人認証サービスの利用促進、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等について、指標の状況や総務省の取組を分析した結果、一定の有効性等があったと認められる。

今後、電子自治体の推進のために、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、費用対効果等に配慮しながら、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援の一層の強化が必要である。

(2)基本目標等の達成状況の分析

(ア)必要性

電子政府の推進

I T新改革戦略において、世界一便利で効率的な電子行政を目指すべく、オンライン申請 50% 達成や小さくて効率的な政府の実現が目標として示されているところである。

オンライン利用の促進については、オンライン申請の使い勝手が利用者の視点に立ったものとなっていない等の指摘を踏まえて、添付書類の省略、本人確認方法の簡素化、手数料引下げ、処理時間の短縮等の措置を講じてきた結果、国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率は上昇傾向にある。しかしながら、19年度実績で約20%(精査中)と依然として低調であり、利用者がオンライン利用による利便性・サービスの向上等の効果を実感できるよう、今後、取組の一層の強化が必要である。

また、小さな政府の実現に向けて、業務見直しやシステムの集中化などによる運用経費や業務処理時間の削減効果を明記した業務・システム最適化計画が平成 19 年度末現在 84 分野で策定されており、今後はその多くが実施段階に移行することから、PDCAサイクルを通した取組の更なる推進が必要である。

電子自治体の推進

電子自治体を推進するにあたっては、現在、地方公共団体において電子化の整備や業務・システムの効率化、情報漏洩などへの対策の実効性が十分とはいえず、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていないといった課題がある。

総務省ではこれに対応するため、平成19年3月に策定した「新電子自治体推進指針」に基づき、2010年までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現するために、行政サービスの高度化や行政の簡素化・効率化などを重点的に取り組み、また、情報セキュリティ対策の強化などによる信頼性・安全性の確保を推進することによって、地方公共団体の情報化の推進を実施していく必要がある。

(イ)有効性

電子政府の推進

国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率は上昇傾向にあり、また、下記のとおり一定の効果が発現してはいるものの、19年度のオンライン利用率は約20%(精査中)と依然として低調であり、取組の一層の強化が必要な状況となっている。

- ・ 国に対する申請・届出等手続のうち、「オンライン利用促進のための行動計画」(平成 19 年 3 月改定)における利用促進対象手続(年間申請等件数 10 万件以上の 165 手続)について、平成 19 年度の実績をみるとオンライン利用率は約 22%(精査中)となっており、同年度のオンライン 利用率の目標 22%を達成している。
- ・ 電子政府の総合窓口(e-Gov)全体へのアクセス件数は、年々上昇傾向で推移しており、平成 19年度実績においては前年の 1.4 倍の 5,000 万件超となっている。
- ・ 84 分野の業務・システム全体について、最適化計画においては、経費削減効果約 1,200 億円と 試算しているが、平成 18 年度においては(平成 19 年度実績は集計中) 経費削減効果が約 271 億円と当初見込んでいた約 258 億円を超える効果を上げている。

電子自治体の推進

総務省が実施する電子自治体の推進に有効性があるかについては、行政サービスの高度化、行政の簡素化・効率化、信頼性・安全性の確保についてそれぞれ見ていく必要がある。

まず、行政サービスの高度化は、オンラインの利用促進、公的個人認証サービス利用促進の状況及び住基カードの普及・促進の状況をそれぞれ見ていくこととする。

オンラインの利用推進については、指標「地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率」を見てみると、平成17年度は11.3%、平成18年度は17.5%と向上している。平成19年度は現在集計中であるが、現在行っている施策を確実に実施することにより、更なる利用率の向上が図られるものと考えられることから一定の有効性が認められる。今後は、「IT新改革戦略」で定められた目標値を達成するため、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえながら、総務省において利用促進を行っていく必要がある。

公的個人認証サービス利用促進については、地方公共団体において公的個人認証に対応した電子申請システムの整備が進んでいるかを見ることとする。総務省では、利用促進を図るために、信頼性の確保及び利便性の向上のための取組を平成19年度においても引き続き実施したところであるが、指標「市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率」を見ると、市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は、平成19年度32.8%と前年より進展していることから一定の有効性が認められるが、オンラインの利用促進と同様、今後も推進していく必要がある。

住基カードの普及・促進の状況については、平成19年度に総務省において、住基カードの多目的利用の推進等を実施したところである。国内の発行枚数状況をみると234万枚(平成19年度)であり、前年度より93万枚の伸びを示しており、普及促進の活動に一定の有効性が認められるが、十分に普及したとは言えない状況である。住基カードが普及しない理由として、一般的

な使いみちが転出転入時等に限られている、引っ越して市町村を移動すると住基カードを引き続き使用できず不便であるなどの意見があることから、このような課題を解消し、住基カードの利便性を高め、住基カードの普及を進めることが、電子自治体の推進並びに住民サービスの向上及び市区町村事務の効率化の観点から必要である。

次に、行政の簡素化・効率化については、共同アウトソーシング等がどのように推進されているか、また、住基ネットの利用状況とこれによる事務の効率化を見ることとする。

地方公共団体の共同アウトソーシング等を支援するため、総務省では、地方公共団体の共同アウトソーシング等を支援するため、平成18年度に引き続き、共同アウトソーシングの推進を支援する専門家や技術者の派遣等の支援を展開したところである。このような取組は既にいくつかの地方公共団体において導入され、事例の蓄積もなされているところであるが、今後も地方公共団体が導入することにより全体的な業務の効率化、組織の見直し等の行政改革が見込まれることから、この取組について有効性があると認められる。

住基ネットについては、総務省において住基ネットを利用することができる事務について、国の行政機関等にその利用を働きかけたこと等により、利用状況は年間9,900万件(平成19年度)となっており、前年度より著しい伸びを見せていることから、施策の有効性があったと認められる。今後、多くの行政手続において住基ネットの活用がなされることにより、行政機関へ提出する書類の簡素化がなされることが期待される。

さらに、信頼性・安全性の確保については、地方公共団体の情報セキュリティ対策の推進状況を見ていくこととする。総務省では、地方公共団体の情報セキュリティ対策の水準向上へむけた取組を支援するために、平成18年9月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、平成19年7月に「地方公共団体情報セキュリティ監査ガイドライン」の全部改定を行った。

当該取組の有効性を検証するため、地方公共団体の情報セキュリティ対策の状況を見てみると、情報セキュリティポリシーの策定状況は都道府県で 100%、市区町村で 96.8%(平成19年4月時点)と高い水準となっており、情報セキュリティ監査の状況を見ても内部監査の実施率は都道府県 87.2%、市町村 28.6%(平成19年度)と徐々に整備されつつあり、情報セキュリティ対策の実効性確保やレベルアップがなされてきていると考えられるため、この取組について有効性があると認められる。

(ウ)効率性

電子政府の推進

政府全体の業務・システムの最適化を推進するため、統一的な実施手順の維持・管理や各府省に共通する課題の分析・解決方法について検討を行うとともに、各府省における知識・経験の共有を図る体制として、民間有識者からなる各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議が平成15年末に設置されたところである。また、CIO補佐官の支援・助言等を得て、府省内の電子政府に関する予算・調達の統括や業務・システム最適化等に係る情報の一元管理・共有を担

当するPMO(プログラム・マネジメント・オフィス)が本年7月をもって全府省において整備 される予定である。

以上のように、外部の専門家の知識を活用しつつ情報の集約化・共有化を図ることで、政府全体として効率的に最適化に取り組んでいるところである。

電子自治体の推進

基本的に電子自治体に関する国の取組は、国が直接行う施策というよりも、地方公共団体に対して普及啓発を行うとともに、個別の地方公共団体では対応しづらいことを中心に支援を行っていく性格のもので、単に効率性を論点とする議論には馴染みづらい性格を有するものであるが、総務省では、電子自治体に関する施策の企画立案や財政措置等を行い、地方公共団体が電子自治体関連施策を推進する際の参考として「新電子自治体推進指針(平成19年3月20日)」や「携帯電話を活用した電子申請システムの構築」及び「地方公共団体における証明書等の電子交付等」の関する報告書(オンライン利用促進ワーキンググループ報告書(平成20年3月11日))、を示して情報提供を行うなど、各地方公共団体が各々独自に取り組むよりも効率的に、政府の「世界一便利で効率的な電子行政」を実現するという目標を実現するための取組を行っている。

また、平成19年度において、電子自治体に関連する事業のうち、政府方針や地方公共団体の現状に鑑みて、「地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発」については、費用対効果が見込まれない事業の廃止を行ったところである。

5 今後の課題と取組の方向性

(1)政策の課題と取組の方向性(総括)

電子政府の推進

国の行政機関の手続のオンライン利用率は依然として低調であり、オンライン利用促進について、 従来にないスピード感をもって抜本的に強化することが必要である。このため、「国の行政手続のオ ンライン利用促進に関する取組方針」に基づき、取組の対象手続を重点化し、新たな目標を設定す るとともに、各手続ごとに添付書類の省略、手数料の引き下げ等の具体的な改善措置を定めた政府 全体としての行動計画をとりまとめる。

IT化に対応した業務改革に関しては、最適化計画及び「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」に基づき、最適化の実施、実施の評価等の取組を着実に実施し、最適化計画に掲げる経費削減効果や業務処理時間削減効果の早期発現を図ることが必要である。また、最適化の取組は一過性の取組ではなく、政府全体としての整合性を保ちつつ、PDCAサイクルを通じた業務やシステムの不断の見直しを行うことが必要である。

電子自治体の推進

自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図るため、行政サービスの高度化については、地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率等をみると、一定の有効性が認められるものの、十分とは言えないことから、今後、政府方針等を踏まえ、地方公共団体に対する支援を一層強化することが必要である。また、行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地

方公共団体においてその取組が着実に浸透してきているといえることから、引き続き推進していく 必要がある。

今後は、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえつつ、費用対効果に配慮しながら、電子自治体 オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等に係る予算措置 等を一層強化することにより、地方公共団体の支援を行っていく必要がある。

(2)個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性		
李後の課題 電子政府の推進 【課題】 ・オンライン利用率は着実に上昇しているものの、依然として低調。オンラインが必要。 ・ PDCA サイクルによる最適化の取組を更に推進すステムの効率化を進めることが必要。 【主な事務事業】 ・オンラインステムの最適化推進費・総合窓口システム等整備費	見直し・改善の方向性	・オンライン利用の更なる促進を図るため、「IT 政策ロードマップ(平成 20 年 6 月 11 日 IT 戦略本部決定別添の「国の行政手続のオンライン利用促進に関す取組方針」に基づき、取組の対象手続を重点化し、表な目標を設定するとともに、各手続ごとに添付書きの省略、手数料の引き下げ等の具体的な改善措置を	
	(予算要求)	・電子政府における業務・システムの最適化実施、 評価等を強力かつ的確に進めていくために、専門 的な知見を有する外部専門家を登用するための 予算措置が必要。 ・府省共通業務・システム最適化計画の実施、適 切な維持・管理に係る予算措置が必要。	
	(制度)	便利で効率的な電子政府を実現するため、内閣官 房と総務省が協力し、制度的枠組みについて検討 し、推進体制や基本原則を定めた電子行政推進法 (仮称)の次期通常国会への提出を目指す。	
	(実施体制)		

今後の課題	取組の方向性		
電子自治体の推進 【課題】 ・行政サービスの高度化に向け、地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率等を一層高めて	の方向性 フ利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におり オンライン利用促進等に係る予算措置等を一層 オンライン利用促進等に係る予算措置等を一層 オンライン利用促進等に係る予算措置等を一層 オンライン利用促進等に係る予算措置等を一層 オンライン利用促進等に係る予算を行ってい		
いく必要がある。 ・行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地方公共団体においてその取組が着実に浸透してきているが、継続的な推進が必要。 【下位レベルの施策名】 電子自治体の推進	(予 算 要求)	電子自治体におけるオンライン利用促進、業務・システムの効率化、地方公共団体における情報セキュリティ対策の推進、公的個人認証サービスの利活用の検討に係る予算措置が必要。また、今後、新たな住基カードに関する詳細な技術開発等について検討を行い、広報等による周知・啓発等を行うための予算要求を検討。	
【主な事務事業】 電子自治体構築の促進に関す る調査研究事業、周知・啓発 事業、地方公共団体への支援	(制度)	今後、他の市区町村に引っ越しても住基カードが 失効しないこととする制度改正を予定。	
事業、住民基本台帳ネットワ ークに関する事業	(実施体制)	広報による周知等を引き続き実施	

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1)政策の背景及び課題等の把握に活用

電子政府の推進

政府全体の仕組みとして、ITに関する外部有識者の知見を活用するため、CIO補佐官制度が設けられた。業務・システムの最適化計画については、CIO補佐官等連絡会議で検討し、必要な指導・助言を行っているところ。総務省の最適化計画についても、例えば、「共同利用システム基盤の業務・システム最適化計画」(平成 20 年 2 月 13 日)の策定に当たり、平成 19 年 11 月 21 日に開催されたCIO補佐官等連絡会議において「最適化の実施に当たっては、参画システムの円滑な運用を行うため、インターフェースの標準化やセキュリティ確保等の運用ルールなどについて十分に調整を行うことが必要」との助言をいただき、最適化実施の検討に役立てたところ。

また、「総務省の政策評価に関する有識者会議」(平成 20 年 6 月 3 日) において、分かりやすい ロジック・モデルである旨の発言をいただいたところ。

電子自治体の推進

IT 新改革戦略(平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部決定)を目標設定に活用した。また、「公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会」の議論を、評価書のとりまとめの参考とした。

(2)評価に使用した資料等

電子政府の推進

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070405honbun.pdf

「業務・システム最適化指針 (ガイドライン)」(平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者 (CIO)連絡会議決定

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/19siryou13 01.pdf

「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成 19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070301_5.html

「経済財政改革の基本方針 2007 について」(平成 19年6月 19日閣議決定)

http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2007/0619/item1.pdf

「重点計画 2007」(平成 18 年 7 月 26 日 I T戦略本部決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070726honbun.pdf

「電子政府推進計画」(平成 18 年 8 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、 平成 19 年 8 月 24 日一部改定)

http://www.e-gov.go.jp/doc/20070824doc.pdf

「オンライン利用促進計画のための行動計画」の改定について(平成 19 年 3 月 30 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議報告)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai23/keikaku.html

平成 18 年度における行政手続のオンライン化等の状況

http://www.e-gov.go.jp/doc/20070803doc.pdf

IT 政策ロードマップ (平成 20 年 6 月 11 日 IT 戦略本部決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai46/46gijisidai.html

電子自治体の推進

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf

「IT 新改革戦略 政策パッケージ」(平成 19年4月5日IT戦略本部決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070405honbun.html

「重点計画-2007」(平成 19年7月 26日 I T 戦略本部決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pc/2006keikaku.pdf

「個人情報保護条例制定状況調査」(平成18年4月1日現在総務省自治行政局地域情報政策室)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060629_1.html

地方自治情報管理概要 (平成 19年9月21日総務省)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070921_3.html

平成 18 年度における行政手続のオンライン化等の状況(平成 19 年 8 月 3 日総務省)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070803 6.pdf